

NORMA

ノーマ



社協情報

No.351

特集1

市民後見人の育成と活躍支援 <p.2>

特集2

関係機関との連携で進める
コロナ禍における子育て世帯支援 <p.6>

- **地域づくりのいろは（応用編）【第6回】** <p.10>
地域の“人財”とともに進める“ごちゃまぜ”の協働実践
宮崎県・日向市社会福祉協議会
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏
- **社協活動最前線** <p.12>
今帰仁村社会福祉協議会（沖縄県）
なきじん結ネットワーク連絡会を基盤とし、
ゆいまーるの精神で行う社会的孤立対策
- **社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働【第6回】** <p.14>
～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～
のみ社会福祉法人連絡会との連携・協働によるふれあい弁当
（石川県・能美市社会福祉協議会）
- **未来の豊かな“つながり”のための全国アクション** <p.15>
- **コロナ禍での社協職員の矜持【第6回】** <p.16>
大阪府・豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子氏

市民後見人の育成と活躍支援

現行の成年後見制度利用促進基本計画の最終年度となる今年度、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を経て、7月30日に次期計画に向けた「中間とりまとめ」が公表された。

中間とりまとめでは、次期計画における課題の一つとして「市民後見人の育成と活躍支援」が取り上げられており、市民後見人の育成等を、担い手の確保という観点からだけでなく、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりという観点から進めることが重要であると整理されている。一方で、養成された市民後見人のうち実際に選任されるケースがまだまだ少ないこと等の課題も指摘されている。本特集では、中間とりまとめのポイントを紹介するとともに、社協が行っている市民後見への取り組みについて、地域と連携した二つの事例を紹介する。

「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」のポイント

次期成年後見制度利用促進基本計画に向けた検討

認知症高齢者の増加等を背景に、全国どの地域においても、成年後見制度を円滑に利用できるようにするとともに、利用者がメリットを実感できるように制度・運用の改善を図ることなどをめざして、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）（以下、基本計画）に基づいた体制整備が進められている。

現行の計画は平成29年度から令和3年度までを計画期間としており、本年度が最終年度にあたる。令和3年3月より、次期基本計画に向けた成年後見制度利用促進専門家会議（以下、専門家会議）の議論がスタートし、3回の本会議と8回のワーキンググループを経て、7月30日付で「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が公表された。

この間、全社協・地域福祉推進委員会では、「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」において、現場の取り組みを踏まえて課題を検討し、専門家会議の構成員である北海道社会福祉協議会の中村健治事務局長と連携して意見反映を図ってきた。

中間とりまとめの概要

中間とりまとめは、令和4年度予算編成のスケジュールに合わせるため、次期基本計画において迅速に取り組

むべき事項を中心に整理されたもので、全体構成は以下の通りとなっている。なお、中間とりまとめ以降、福祉・行政と司法の連携強化や制度の運用改善に関する議論が重ねられており、年内を目途に次期基本計画案がまとまる見通しである。

前文 中間とりまとめにあたっての基本的な考え方

I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針
- 2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
- 3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化
- 4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

II 本人のための成年後見制度の運用改善等

- 1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 2 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

中間とりまとめの特徴の一つは、地域共生社会の実現に向けた共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置づけたことである。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークは、各地域における包括的な支援体制の構築に向けて、他のさまざまな支援・活動のネットワークと連動することが重要であるとしている。

もう一つの特徴として、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などにおいて体制整備が十分に進んで

いないことを踏まえ、都道府県の機能強化を打ち出したことがあげられる。都道府県に期待される取り組みは多岐にわたり、具体的には、市町村等が対応する支援困難事案等へのサポート、市町村長申立て等に関する市町村等への研修の継続的な実施、都道府県段階における家庭裁判所や専門職団体、都道府県社協、当事者団体等との連携の仕組みの構築、市町村の課題に応じた体制整備の支援、市民後見人や法人後見の担い手の育成等が提示されている。また、令和4年度予算概算要求では、これらを踏まえた事業・予算が盛り込まれた。

本特集のテーマである市民後見人に関しては、地域住民が担う後見活動の意義に着目し、担い手の確保の面からだけではなく、「地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりという観点から進めることが重要である」としている。

事例 1

うらやす成年後見サポーターズの取り組みとネットワークづくり

千葉県・浦安市社会福祉協議会

浦安市の基本情報

人口 169,292人 (令和3年7月末現在)
世帯数 82,278世帯 (令和3年7月末現在)
高齢化率 17.9% (令和3年4月現在)

実務研修を重視した市民後見人養成講座

浦安市社会福祉協議会（以下、市社協）では、日常生活自立支援事業や法人後見受任等を通じて権利擁護支援の取り組みを進め、平成20年度には市からの委託により「うらやす成年後見・生活支援センター」（令和元年7月に「うらやす成年後見支援センター」に改称。以下、センター）を設置した。法人後見については、平成21年度に初めてのケースを受任し、令和2年度までに延べ33件（うち20件受任中）の受任実績がある。

市民後見人養成は、平成26年度の開始以降、これまで3期の養成講座を実施して計26名が参加した。座学8日間と施設実習2日間からなる基礎研修の後、約2年間の実務研修・フォローアップ研修を経て修了するプログラムとなっている。修了まで長期にわたるが、この期間中に市社協が受任するケースへの訪問等を通じて実務経験を積むとともに、研修生の特性を把握し、選任時のミスマッチを減らすことにもつながっている。

うらやす成年後見サポーターズの取り組み

養成講座終了後の活動形態は、以下の3つである。①市民後見人としての受任、②法人後見をサポートする後

そのうえで、今後の市民後見人の育成・活躍支援に向けては、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について、地方公共団体と家庭裁判所等が連携して情報共有・意見交換を図ることを取り組み課題としてあげた。

各地では、社協が養成した市民後見人が選任され、その後の活動支援についても継続的に社協が関わる事例が徐々に広がっているほか、社協が法人後見を受任し、課題が解消されて生活が安定した後に市民後見人に移行する取り組みや、社協が法人後見を受任している事案について市民後見人養成講座修了者が後見支援員等として関わり、その後単独受任への移行をめざす取り組みなども見られる。本特集で紹介する二つの社協の実践も参考としながら、市民後見人の育成や活躍支援に向け、各地域の関係者との連携をさらに進めることが期待される。

見支援員、③学びを活かした広報活動に従事する「うらやす成年後見サポーターズ」（以下、サポーターズ）。このように3つの選択肢を示すことで、講座への参加のハードルを下げ、市民が参加しやすい工夫をしている。

サポーターズには、現在16名の講座修了者が登録し、月1回定例会議を開催している。自主的な運営を意識して、メンバーによる月例担当制となっており、各月の会議テーマや内容は担当者が準備し、意見交換や情報共有を行っている。

サポーターズのもう一つの活動の柱が紙芝居を活用した市民向けの出前講座である。約20分の紙芝居の後、制度に関する補足説明や質疑応答を行うもので、認知症高齢者を主人公とした紙芝居は、講座修了者とセンター職員が一緒に作り上げたオリジナルの広報ツールである。補足説明もサポーターズとセンター職員がかけ合いで行うなど工夫を凝らしており、市民であるサポーターズだからこそ伝わると感じる場面も多くある。

また、広報活動を進めるなかで、どのような相談がセンターに入り、実際に制度につながるのかを知りたいという声がサポーターズからあがったことから、センターが実施している「後見相談会」への同席をスタートさせた。将来的には、申立ての段階から寄り添う役割を担ってほしいと考えている。

地域連携ネットワークで支える市民後見

市内で初めての市民後見人の選任は、養成講座開始から3年目の平成29年であった。令和3年9月までに受任したのは延べ6件（3件が受任中）で、いずれも市社協との複数選任となっている。ケースが寄せられたときには、弁護士、司法書士、社会福祉士が参加する受任調整会議を開いて市民後見人が受任してもよいケースかを検討している。また、養成講座やスキルアップ研修に専門職団体や行政担当課、市内の介護事業所等から講師派遣を受けるほか、「うらやす成年後見制度利用促進会議」において市民後見人の養成からフォローアップまで、随時報告し意見をもらうなど、地域連携ネットワーク全体で市民後見人を養成し活動を支援している。家庭裁判所に対しても、養成開始時と選任開始時に養成講座やフォローアップについて説明するなど連携を図ってきた。

今後の課題と求められる地域連携ネットワーク

今後の課題の一つは市民後見人の裾野の拡大である。関心を持つ市民は潜在的には多くいると思われ、活動の内容ややりがいをいかに伝えていくかが重要である。同時に、質の確保も求められる。浦安市では、講座の1期養成修了時に「浦安市市民後見人像」を受講生と議論を重ねて作成した（図）。このイメージを共有しつつ、受講生同士が高め合って活動できるようバックアップしていきたいと考えている。

もう一つの課題は、職員のスキル確保である。市社協内での人事異動もあるため、浦安市では専門職スタッフを雇い入れるなど、専門職団体との連携により、職員の

浦安市における市民後見人像



浦安市における市民後見人像

育成を図っている。

さらに大切なのは、地域連携ネットワークの拡充である。センターでは令和2年度から、地域包括支援センター、居宅支援事業所、市内の福祉施設職員を対象とした支援者向けの講座を実施している。令和3年度からはさらに対象を広げ、金融機関向けの出張セミナーにも着手した。市社協とのつながりを生かして商工会議所経由で7か所の金融機関にアプローチしたところ、コロナ禍でも2か所からの実施依頼があった。

一般市民向けの出前講座、より深く学びたい人向けの養成講座、スキルアップ講座に加え、サポーターズの取り組みから広がるこうした地域連携ネットワークの拡充が、今後ますます重要になってくると市社協では考えている。

事例2

地域福祉と市民参画をめざした市民後見人活動

広島県・福山市社会福祉協議会

福山市の基本情報（令和3年8月末現在）

人口 464,507人
世帯数 212,798世帯
高齢化率 28.8%

安心生活見まもりセンターの誕生

福山市社会福祉協議会（以下、市社協）では、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業等の各業務を通じて権利擁護支援の充実が課題と認識していたことから、平成24年に作成した第1期地域福祉活動計画において「成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成」を重点的に取り組む事

項として位置づけた。折しも、行政が障害者の基幹相談支援センターの設置を検討しており、この機をとらえて権利擁護支援センターと基幹相談支援センターの機能をあわせ持つ「安心生活見まもりセンター」（以下、センター）が平成25年4月に設置される運びとなった。

市民後見人養成講座の開始

センターが立ち上がるとすぐ、弁護士会、司法書士会、

社会福祉士会、税理士会、市医師会、行政等の協力を仰ぎ、市民後見人養成講座をスタートさせた（第1期の修了生は48名）。また、講座修了者の交流やスキルアップを目的として、福山市民後見人バンクを設立した。市民後見人養成講座を修了すると、希望者は面接を経て市民後見人バンクに登録する。その後、日常生活自立支援事業（かけはし）の生活支援員活動、法人後見支援員活動に関わってもらう。ここで一定期間の実務経験を満たした人のみが、最終的に市民後見人となるステップアップ方式を採用している。

こうした基準を設けたのは、当初は家庭裁判所が市民後見人の選任に懐疑的だったからだ。必要性は認めるものの、一定の基準を満たす人でないと裁判所としても選任するのは難しい。活動の実働時間とフォローアップ研修への参加時間等を加味してもらい、2年がかりでようやく初めての市民後見人が誕生した。しかし、この2年間は、後見業務の経験を一から始めたセンターにとって、スキルを蓄積していくうえで必要な時間だったと感じている。現在では養成講座の修了生総数が131人となり、15人の市民後見人が選任されている。

地域福祉の視点で権利擁護活動を実施

市民後見人の利点は、被後見人等と頻繁にコミュニケーションを図り、身近な住民ならではの信頼関係を築けることにある。福山市では、権利擁護に「地域福祉」「市民参画」という観点を導入し、地域支え合い活動の延長として市民後見人活動を位置づけることをめざしている。実際、市民後見人が在宅の被後見人等を頻回に訪問し、支援するなかで近所の民生委員・児童委員との関係ができ、見守りにおいて連携するようになった事例など、市民後見人の特性を生かした活動が展開されている。

市民後見人は、しっかりと寄り添い支援ができるように、担当ケースは1人につき1ケースまでとしている。活動の継続性、安全性を考慮して一定の報酬を受け取ることとしている。初年度は後見報酬が出ないため、市民後見人の賠償責任保険加入料金（6,380円/年）は市社協が負担している。

現在、市民後見人が受任しているケースは市社協との複数受任のみである。被後見人等の状況が、虐待・権利侵害・親族間抗争・不動産処分や遺産相続等の複雑な問題がない等の基準を設けており、法人後見審査検討委員会で審査を経た後に選任を決定する。対象者との会話がきちんと成立し、その人に寄り添えると判断できることが条件である。活動に関しては、市民後見人マニュアルを独自に作成しているほか、市民後見人に過度な負担を

強いないように、独自の分担表を作成して市社協との役割分担を明確にするなどの工夫も行っている。

サポート体制については、①市民後見人が安心して活動ができること（困ったときに困ったと言える）、②適切な支援を行うことができること（間違いをリカバリーできる）、③市民後見人が孤立しないことを目的とし、研修会や専門職の助言を受けられる活動相談会を実施するとともに、24時間の相談体制をとり、3か月ごとの社協への定期報告・面談を実施するなどさまざまなバックアップを行っている。

今後の課題について

令和2年から市社協では中核機関関係業務を受託し、さらなる権利擁護支援体制の充実に力を注いでいる。これまでの実績を通して、福祉関係者や家庭裁判所において市民後見人の有用性についても認識が高まっており、受任調整会議では、市民後見人が候補者としてあげられることも増えてきた。今後さらに市民後見人の受任を広げるためにも、市社協との複数受任から市民後見人の単独受任へとリレーし、市社協がより多くの市民後見人のバックアップができるようにしていきたいと考えている。

一方で、市民後見人バンク登録者が着実に増え続けるなか、選任までのモチベーション維持が課題になってきている。その地域に住む市民後見人とセンター職員が一緒に地域に出向いて出前講座を開くなど、バンク登録者を地域福祉の人材と位置づけて活躍の場を広げていくことも検討していきたい。

地域連携ネットワークのさらなる拡充も求められる。まずは市社協内の相談支援事業の連携を強化するとともに、市内の社会福祉法人が参画する福山市地域福祉貢献活動協議会、福山市障がい者総合支援協議会、生活困窮者自立支援センター等をつなげることで包括的な支援体制づくりを進め、権利擁護支援をさらに充実させていきたいと考えている。



市民後見人バンク研修会の様子

関係機関との連携で進める コロナ禍における子育て世帯支援

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに長引く経済活動の停滞は、生活困窮者のさらなる増加をもたらしている。そのなかでも特に、非正規雇用が多い母子世帯への影響は深刻であることが推測される。また、家庭で過ごす時間が長くなったことにより、DVや児童虐待も懸念される。

子どもたちの健やかな育ちは未来への希望であり、育つ環境や、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が左右されることがあってはならない。社協では、子どもや子育てに関する課題を含めたあらゆる地域生活課題に対応し、関係機関や専門職とのネットワークを広げながら、地域福祉推進の中核的な組織として住民主体の地域福祉づくりを進めている。また、社協がプラットフォームとしての役割を果たし、関係機関と連携・協働して事業を進めていくことが、継続的でより充実した支援にもつながる。

そこで本特集では、積極的に子ども・子育て支援に取り組む二つの社協の事例を通じ、子ども・子育て支援において、社協が果たすべき役割について明らかにするとともに、関係機関とのパートナーシップづくりについて考えていく。

事例 1

もぐもぐ食べて、地域のつながり育む「もぐハグ便」

奈良県・吉野町社会福祉協議会

こども宅食事業の開始

新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出された令和2年5月、町役場に「コロナの影響で生活が大変、支援をしてほしい」という内容のメールが子育て家庭から届いた。このことをきっかけに子育て家庭に向けた取り組みを開始した。吉野町は人口約6,500人、高齢化率は50%を超え、1年間に生まれる子どもは20人に満たない少子高齢化の進む町である。吉野町社会福祉協議会（以下、町社協）では、これまで高齢者の支援には力を入れてきたものの、子どもや子育て家庭に向けた取り組みは少なく、このメールが改めて子育て家庭の課題について考えるきっかけとなった。

取り組みにあたっては、まず子育て家庭との接点をもつことから始めた。子育て家庭との関係をつくるなかで課題の発見や解決に向けた支援につなげていけないかと考え、コロナ禍でもできる取り組みとして「こども宅食事業」を知った。吉野町に合った事業の形、町社協が実施する強みについて模索するため、先駆的な活動を行っている他地域の社協等よりアドバイスを受けた。アドバイスのなかの一番の気づきは、「利用する家庭や子どもが、いかに肯定的に支援を受け入れられるか」という視点であった。困窮している家庭が受ける支援という位置づけではなく、困った時にはすぐ「つらい」と声をあげられるように、普段から緩やかなつながりの輪をつくるような事業にしたいと考えた。

そうして令和2年6月より、こども宅食事業「食を通

じてつながり育む〜もぐハグ便」(以下、もぐハグ便)を開始した。ご飯を食べる“もぐもぐ”と、つながりを“育む(はぐくむ)”から、もぐハグ便と名づけた。子どもたちに地元のおいしい食材をたくさん食べて大きくなってほしい、そして、子育て家庭と地域との間に温かいつながりが育まれ広がってほしいという思いを込めている。

多機関との連携で取り組むもぐハグ便

もぐハグ便は、町内在住で18歳以下の子どもがいる家庭のうち、利用を希望する家庭に月1回無料で食材等を届ける。利用対象は、子育てをするなかで生活が大変と感じる家庭とし、経済的な困りごとに限らず、さまざまな大変さに寄り添う取り組みにしたいと考え、申し込みの間口を広げている。利用を希望する家庭には、まず町社協のコミュニティソーシャルワーカーが訪問し、家庭の状況やどのような困りごとがあるかなどのアセスメントを行っている。

利用家庭には、国の支援対象児童等見守り強化事業の補助金で購入した食材などを届けているが、町内の農家が提供してくれた野菜や、地元企業・商店からの寄付物品などを活用しており、農業や商業の分野の機関・団体等とも連携し、取り組みを進めている。事業に賛同してくれる町内の農業団体や生産組合、農家同士のつながりからも野菜提供の協力の輪が広がってきた。また、町内や近隣市町村の企業・商店へも協力を依頼した。なかにはこの事業のことを知って、ぜひ協力したいという申し出もあった。

また、当事業は、町内の社会福祉法人やボランティア団体と協働で実施しており、物資の仕分け時には町内の社会福祉法人が場所を提供し、施設の管理栄養士作成のレシピ提供や、グループホームで作った野菜の提供などの協力を受けて取り組んでいる。また、物資の仕分けは、



配達用物資の仕分けの様子

これまで地域食堂などで活躍してきたボランティア団体の人たちとともに行っている。

家庭への配達は、民生委員・児童委員や地域で子育て支援に取り組むボランティアが中心となり、利用家庭へ対面で行っている。なるべく地域の身近な人から届けるようにし、配達時には保護者や子どもたちとコミュニケーションをとることで、顔の見えるつながりづくりを進めている。

周知のための広報は、教育委員会の協力を得て、町内こども園、小・中学校の児童へのチラシ配付を行うほか、保健センターの協力で乳幼児の健診や育児サークル等での声かけを継続して行っている。また、対象となる世代に合わせ、広報や利用家庭との連絡手段には、LINE等のSNSも活用している。

もぐハグ便を通じた 子育て家庭とのつながり

もぐハグ便配達時に一緒にお届けしている「もぐハグ通信」では、その月の食材提供者や協力企業等を紹介している。ある利用家庭からは、「通信を見て登下校の見守りボランティアをしている近所の方が野菜の提供者であることを知り、直接お礼を言えた」という声が寄せられた。もぐハグ便が、事業のなかだけでなく、普段の地域生活での関係性の構築につながっていけばと思っている。

また、「生活のなかで大変なことが重なって心が折れそうだった時、もぐハグ便が届いて応援されている気持ちになり救われた」「月に1回『お変わりないですか』と声をかけてもらい、気にかけてくれるだけでもありがたい」という声もあった。もぐハグ便の配達ボランティアからの声かけが、少しでも心の余裕や安心につながればという思いとともに、家庭に気になる様子があった場合には早期に発見ができるよう、ボランティアとの連携・情報共有を大切にしている。

今後の展望

事業開始から約1年が経ち、令和3年8月末現在の利用家庭は35世帯となっているが、利用家庭との関係性をさらに築いていくために、これからどう取り組んでいくかが課題だと考えている。

少しずつもぐハグ便の町内への周知が進んだことで、聞こえてくる声もある。利用家庭の数を知り「そんなに多く困窮する家庭があるのか」と驚く声や、利用家庭からは「(経済的に)そんなに大変そうではないのに支援

を受けていると言われ、辛かった」という声もあり、「大変さ＝経済的困窮」や、「福祉＝困っている人に与えられるもの」というイメージが強いことを実感した。大切にしていることは、この取り組みを単なる食料支援にしないことである。経済的な大変さを抱える家庭にとっては、食材の配達自体が支援になっている場合もあるが、その支援だけで終わりではなく、何を目標にしていくかも考えていかなければいけない。もぐハグ便をきっかけにできたつながりのなかで、利用家庭から聞かれる声に

丁寧に寄り添い、具体的な支援につなげていきたい。もぐハグ便の目的は、食をきっかけに子育て家庭と地域とのつながりをつくること、困りごとや悩みごとを相談しやすい地域の見守り体制をつくることである。このことを伝え続けていくことの必要性を改めて感じるとともに、町社協で掲げる「ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり」をめざして、今後とも取り組んでいきたい。

事例2

特例貸付をきっかけにした子育て世帯支援と総合相談

兵庫県・相生市社会福祉協議会

生活困窮課題を「我が事」としてとらえる

相生市は、平成23年度に「子育て応援都市」を宣言した。子育てしやすい環境を整え、人口減少対策や定住促進を推し進めており、全国の市のなかで初めて幼稚園も対象にした給食費の無料化を実施した。

本市における生活福祉資金特例貸付の状況は、令和3年7月末日現在、緊急小口資金190世帯、総合支援資金119世帯である。市内約13,000世帯のうち、約1.5%の世帯に緊急小口資金の貸付を行っていることとなる。相生市社会福祉協議会（以下、市社協）では、昨年3月25日の貸付開始以来、地域福祉担当の3名（貸付開始当初は4名）の職員が他の業務と兼務しながら貸付業務に対応しており、日々来会する住民の相談支援に奔走している。職員の知人や、職員の子どもの友人の親が相談に来る状況に直面すると、生活困窮の課題は他人ごとではないことを切実に感じる。

貸付開始当初は、新型コロナウイルス感染症予防対策について危機感を抱きながら業務を行った。衛生用品の入手自体が困難であり、なおかつ在宅勤務が不可能ななか、市社協職員が罹患すれば支援が必要な人に対応できなくなってしまう。通常業務を行いながらの貸付相談は、毎日が緊迫しており、被災地支援の現場を想起させた。

特例貸付をきっかけに子育て世帯を訪問

昨年5月頃より、近隣の児童養護施設やコープこうべ等から、複数回にわたり米などの食料の寄付があった。

これらは、生活困窮世帯を支援する食料として託された。貸付相談が一度落ち着きを見せた9月に市社協の職員で話し合い、10月より未成年者のいる世帯を訪問し、食料を配付しながら現況調査を行うこととした。貸付世帯の約3割は未成年者が同居している世帯である。40世帯ほどを市社協職員が手分けして訪問した。

このなかで見えてきた課題は、休校により児童や生徒が家にいるために、働きに行くことができない母子世帯、長引く低所得状態により退学に至った生徒がいる世帯、学校の再開後に不登校気味になっている児童や生徒のいる世帯が複数あるということであった。訪問した多くの世帯は市社協職員の訪問を歓迎し、引き続きの支援を希望した。寄付で集まった食料を届けながらの訪問は、貸付の申請時とは異なり、生活の状況を把握したり、信頼関係を築いたりする上で大きな効果があった。コロナ禍でのつながりの希薄化や孤立、経済的困窮が危惧されるなかで、将来の相生市を担う子どもたちの人生が左右されてはならないし、笑顔や輝きが消えてしまってはなら



コープこうべから寄付された食料セットを配布しながら行った訪問調査

ない。訪問結果は記録としてまとめ、課題の整理を行った。

あわせて、各世帯の状況については市の社会福祉課や子育て元気課等の職員と共有したり、地区民生児童委員協議会や学校を訪問して相談を持ちかけたりした。このことから、市行政だけでなく、学校や地域においても同じ世帯を支援し、気にかけていることが分かってきた。

生活困窮世帯を重層的に支援する

訪問による調査を通して把握された世帯への支援については、各関係機関の担当者のもとに足を運んで情報共有を図ることで、世帯状況の変化等があった際に相互に連携を取る関係を築くことができた。

一方で、貸付と訪問調査を通して、子どもの教育のことだけでなく、親の就労や債務、疾病、介護等、生活全般にわたって複数の課題を抱える世帯の状況も見えてきた。また、本音や現状を話してくれる会話のなかで、「助けてほしい」という気持ちが、怒りや不満に変わってしまい、苦情として表れてくる人もいた。そこで、一人ひとりとしっかり向き合い、話に耳を傾ける時間・空間・仲間が必要であるという問題意識から、官民が協働し横につながりつつ住民に寄り添うきっかけとなるよう、総合相談会を企画することとした。

この企画に基づき、本年6月末に「新型コロナウイルス感染症から『暮らしを守る』相談会」（以下、相談会）を実施した。参加機関は市社協の他に、相生市の関係各課、西播磨水道企業団、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、相生市民生児童委員協議会、生活協同組合コープこうべ第7地区本部、NPO法人フードバンクはりまでである。相談会ではこれらの機関がおのおの相談ブースを設け、各種相談受付や食料の配付を行った。相談会については、市内全戸へチラシを配布するほか、特例貸付を行っている全世帯へ郵送で案内した。また、参加機関による事前調整会議を行い、準備を進めた。相談会当日の相談者数は7世帯と少なかったものの、それぞれの相談に丁寧に対応することができ、各関係機関が横断的に支援することで関係機関同士のつながりづくりのきっかけとなった。また、同じ住民に複数の関係機関が関わっていることにも気づくことができた。実施後の振り返り会議では、「住民への周知の方法に課題があり、もっと丁寧に案内するべきであった」「知り合いがいることを想像すると、安易に相談に行けない人がいたようだ」といった意見があった一方で、「情報共有を行うことで面による支援が可能となる」「重層的支援

体制整備事業の実施に向けた第一歩の企画であった」などといった積極的な意見が出された。

生活困窮と就労支援を一体的に考える

長引く低所得状態により、子どもに要する学費や食費、習いごと等に係る経費を抑えようとしている世帯も散見される。生活困窮世帯の自立を促すには、支出を減らすことも大切であるが、収入を増やすための方法が必要である。

そこで市社協では、本年9月末よりNPO法人と協働し、新型コロナウイルス感染症の影響により離職したり収入が減少したりした人を対象に、介護職員初任者研修を開催することとした。相生市社会福祉法人連絡協議会の構成施設の職員にも講師を依頼し、経験豊富な施設職員が講師を務めることで、受講者と施設職員との顔の見える関係づくりの構築をねらっている。保育所を経営する法人には、受講者への呼びかけに協力いただき、子育て世帯を含め定員を上回る応募があった。研修終了後は、市等と連携を図り、市内の各福祉施設・事業所等での勤務を受講者に働きかけることとしており、この研修が生活困窮と福祉人材不足の二つの福祉課題を解決できるきっかけになればと考えている。

今後の展望と課題

子育て世帯を支援する機関や専門職が多くいるなかで、個々に対する課題解決アプローチの方法や目標が異なっており、さらなる情報共有や支援の方向性の統一が課題であると感じる。

本市地域福祉計画の重点取組の一つに「総合的な相談体制の構築」が位置づけられているが、新型コロナウイルス感染症を契機に実施した相談会の振り返りの結びには、関係機関による定期的な話し合いの場の設置が必要であることを確認した。

住民にとって「住みたいまちは便利なまち」であって、「住み続けたいまちは安心して暮らせるまち」であると考えて。今後は、各機関の気づきを促すための話し合いの場を設置し、伴走型支援のあるべき姿、寄り添い型支援のイメージを共有することが大切であると思う。「オール相生」を基軸としながら、顔の見える関係により官民を「横串」でつなぎ、重層的・多角的に関わっていくことで、将来を担う子どもたち一人ひとりが住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりたい。

地域づくりのいろは

(応用編)

地域の“人財”とともに進める“ごちゃませ”の協働実践

宮崎県・日向市社会福祉協議会



日向市社会福祉協議会（以下、市社協）では、宮崎県社協（県から受託）の研修を修了した地域福祉コーディネーターが連絡会を組織し、地域福祉を推進しています。さらに、地域住民等を対象とした地域福祉サポーター養成講座の修了生を地域福祉サポーター連絡会として組織し、市社協のさまざまな事業と連携しながら活動しています。今年度からは、重層的支援体制整備事業移行準備事業を受託し、地域生活課題の解決につなげる取り組みを行っています。

■ 地域の“人財”育成と組織化

宮崎県では、平成19年度より地域生活課題の解決に向けて、リーダー的な役割を担う専門職の養成をめざし、宮崎県社協が「地域福祉コーディネーター養成講座」を実施しています。地域福祉を各地で展開するためには、何よりも“人財”（理解者・応援者・企画者・実践者）の育成が重要ですが、育成した人財が具体的に活動できるようにしていくためには、人財の組織化も重要です。そこで、市社協では平成25年11月に、先述の講座の市内修了生を組織化し、「地域福祉コーディネーター連絡会（通称：おせっ会）」を設立しました。

おせっ会としてまず実践したことは、地域住民等を対象にした「地域福祉サポーター養成講座」の企画・開催です。おせっ会のメンバーが、それぞれ今後仲間として一緒に活動したいと思った人に声をかけていき、仲間を増やしていきました。平成26年9月にはサポーター養成講座の修了生に声をかけ、「地域福祉サポーター連絡会（通称：がむしゃら応援団）」を結成しました。がむしゃら応援団の団員は福祉分野以外の関係者もたくさんいます。さまざまな分野の仲間がたくさんいることで幅広い活動が可能になりました。

現在、おせっ会の登録メンバーは40名、がむしゃら応援団は112名です。おせっ会・がむしゃら応援団がめざすところは、地域の課題に対し、無理なくできること、楽しみながら実施していくということです。一人ひとりのできることは限りがありますが、協働することで「できること」が増えていきます。

おせっ会とがむしゃら応援団のメンバーがそれぞれ身近な地域で活動し、課題解決をめざして地域の基盤づくりを推進することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

■ おせっ会・がむしゃら応援団のやりたいことを活動につなげる

また、おせっ会では、サポーター養成講座とともに地域福祉活動企画コンテストも実施しています。これは、おせっ会やがむしゃら応援団のメンバーが、地域の生活課題を解決するために必要と考える地域福祉活動を企画し、アクションプランシートを作成してプレゼンする取り組みです。コンテストを通じて、それぞれがこれまでの経験やふくしの学びを活かし、地域福祉を推進する人財としてのチカラを発揮できるようになること、そして、具体的な実践を

創造できるようになることを目的としています。これまで実施してきたコンテストから89の地域福祉活動企画が誕生しており、投票で選ばれた企画は、実際に地域実践として取り組まれてきました。

その活動のひとつに「ふくし食堂」があります。ふくし食堂は、食を通じて気軽に集える場所を創設し、地域住民が知り合い、地域の情報を共有することによって、つながりを構築することを目的として実施しています。食材は、おせっ会とがむしゃら応援団が地域の商店や企業を回って無償で提供してもらうなど、地域全体で地域のために取り組む活動になっています。

生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」に参加している子どもを対象に、子どもの貧困対策や子どもの居場所づくりの一環として、ふくし食堂を開催したときは、社会福祉士の現場実習を終えた大学生も企画に参加してくれました。子どもたちとの関わりを通じて大学生一人ひとりが自らのできることを実感し、その後、学習支援員に登録してくれたことで、子どもの学習・生活支援事業の充実につながりました。おせっ会やがむしゃら応援団の活動が、既存の市社協の事業と組み合わせることで、地域のつな



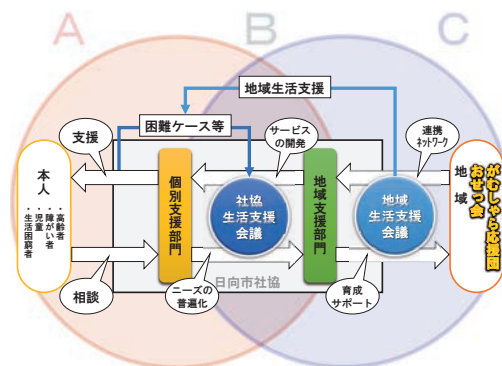


がりの再構築につながり、事業がより充実したものになっています。

■ ともに生きる豊かな地域社会づくりをめざして

市社協では、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

さらに、岩間伸之先生、原田正樹先生が執筆された『地域福祉援助をつかむ』（有斐閣、2012年）のなかの図を参考に、市社協の事業を「A：個を地域で支える援助」「B：個を支える地域をつくる援助」「C：地域福祉の基盤づくり」として整理し、市社協の全職員で共有することで、自分たちが行っている事業を可視化



日向市社協における個別支援と地域支援の一体的な展開イメージ図

しています。

市社協内では、市社協が受けた相談で、既存の制度だけでは対応が難しいケースに直面したときは、内部で社協生活支援会議を開催し、支援プロセスや連携・協働機関について検討をしています。また、地域住民を巻き込んだ支援が必要な場合は、地域生活支援会議を開催して、課題解決のための支援プロセスの検討・修正、課題共有、役割確認等も行っていきます。

今後は、重層的支援会議にかけるケースについても市社協内部で検討することで、コミュニティソーシャルワーカーとしてのスキルの平準化もめざしています。

■ 社協・地域にある資源をすべて使った地域づくり

日向市では、これまで地域の人に地域のことを知ってもらい、一緒に課題解決のためのアクションプランを立て、実践し、評価をすることで住民が主体的・積極的に地域づくりに関わり、さらに人財を組織化することで、地域づくりを推進する実践や活動を組み込んできました。市社協は、地域福祉を推進する中核的な役割を担わなけれ

ばなりません。そのためには、地域と市社協と、あらゆる人財を巻き込む実践を積んでいくことが必要です。これまででも、市社協では事業を先述の図のA～Cに落とし込んで市社協内で共有するとともに、それぞれの事業を相互に関連させながら個別支援と地域支援を一体的に展開してきました。それらにおせっ会やがむしゃら応援団、さらには地域全体が“ごちゃませ”（複合的）に協働していくことで、地域のつながりの再構築や、新たな支援や活動につながっています。そして、地域の人が“人の役に立つ喜び”を実感し、新たな価値観の創造につながるなど、これらの活動そのものが福祉教育となって地域のなかで循環しています。

地域住民の複雑・多様化、さらに複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業は、すべてのベースがこれまでの市社協の取り組みのなかにあります。これからもおせっ会やがむしゃら応援団という人財や、市内社会福祉法人等の66団体で組織した日向市社会福祉施設等連絡会、そして地域全体と協働しながら、より一層、地域生活課題解決につなげる取り組みを進めていきたいと思っています。

地域で広がる“人財”の輪

地域福祉の現場でよく耳にする言葉に「担い手不足」と「担い手の高齢化」というものがあります。それらに対して、私は日頃から「担い手が不足して何が困るのか」「担い手が高齢化して何が悪いのか」とやや挑発的に述べてきました。担い手が不足している状態がどのような状態かということはよくわかります。しかし、そのような状態を「不足」としてとらえているということは、担い手を単なるマンパワーと見なしていないか気になります。

日向市では、地域福祉の実践をともに推進する担い

手を“仲間”としてとらえて、そうした仲間を「おせっ会」や「がむしゃら応援団」と呼び、彼らが自ら企画した活動の実現を進めています。外部から与えられたゴールに担い手を動員するのではなく、内発的な動機や問題意識に基づいて自ら活動する仲間が組織されています。地域づくりにおいて最も重要なことは、こうした“人財”の輪の広がりを生み出すことだと言えるでしょう。

東京都立大学人文社会学部
准教授 室田信一氏



今帰仁村社会福祉協議会

なきじん結ネットワーク連絡会を基盤とし、ゆいまーるの精神で行う社会的孤立対策



世界遺産・今帰仁城跡。三山鼎立時代（14世紀頃）には、山北（北山）王の居城であったことから、別名北山城とも呼ばれる。

今帰仁村社協では、平成27年度から沖縄県社協より受託した社会的孤立対策モデル事業をきっかけとして、地域生活課題解決に向けた活動を本格的にスタートさせている。さまざまな組織や団体、有志が協力し合っただけでなく、村全体を支える「なきじん結ネットワーク事業」の活動について、お話をうかがった。

社協データ

【地域の状況】（令和3年8月現在）	●ホームヘルプサービス事業
人口 9,353人	●デイサービス事業
世帯数 4,452世帯	●居宅介護支援事業
高齢化率 33.6%	●就労移行支援事業
【社協の状況】（令和3年8月現在）	●就労継続支援B型事業
理事 10名	●生活介護事業
評議員 22名	●児童発達支援事業
監事 2名	●放課後等デイサービス事業
職員数 70名	●保育所等訪問支援事業
（正規職員37人、非正規職員33人）	●障がい児・者ホームヘルプ事業
【主な事業】	●相談支援事業
●法人運営事業	●生活福祉資金貸付受託事業
●生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	●日常生活自立支援事業
●小規模法人等ネットワーク化事業	

「なきじん結ネットワーク事業」開始の経緯

今帰仁村社会福祉協議会（以下、村社協）が「なきじん結ネットワーク事業」（以下、ネットワーク事業）を開始したのは、平成27年度のことである。その経緯について、地域支援課の生活支援コーディネーター・上野加威さんは次のように語る。

「もともとのきっかけは、沖縄県社協から受けた『社会的孤立対策モデル事業』です。平成27年から3年間の事業でしたが、平成30年度は自己財源で継続しました。そして令和元年度からは、生活支援体制整備事業を受託し、そこに自己財源をプラスして、総合的に地域の見守りや、居場所づくり等の住民主体の活動を推進しています」

少子高齢化や核家族化の進行にともない、今帰仁村でも地域住民同士の支え合いは次第に希薄化し、ひきこもりや孤独死などの問題が顕著になっていた。字を単位とした各集落の公民館で実施している「地域福祉懇談会」においても、地域住民が主体となるたすけあいの支援体制の構築が急務とされた。そこで、ネットワーク事業を通じて本格的に社会的孤立対策について踏み出すことと

なったのである。

沖縄には「ゆいまーる」という方言がある。これは「お互いを気にかけて、助け合う」という意味だが、この言葉に込められた文化が昔から強く根づいている。人々の絆を結び直し、伝統に根づいたすけあいの精神をもう一度構築したい。「なきじん結ネットワーク事業」の「結」の文字には、そんな思いが込められている。

ネットワーク事業で最初に立ち上げたのは、「なきじん結ネットワーク連絡会」（以下、連絡会）である。連絡会は当初、生活支援体制整備事業の第1層協議体という位置づけであったが、現在では、事業の範囲を超え、後述するなきじん見守り隊や関係機関など、さまざまな立場の人々が協力関係を結び、地域生活課題の解決に向けて活動している。

「連絡会の大きな特徴は、第1層協議体以外の協力者がメンバーになっている点です。小さな村ですから、組織にこだわらずにみんなと一緒に課題を共有することが大切なのです」と、上野さん。年に2回は連絡会全体で集まり、事業の報告や、各地域（集落）が行う活動事例の紹介、グループワークなどを積極的に実施している。

なきじん結ネットワーク事業の構成とその役割

ネットワーク事業の構成とその主な役割は、次の通りである。

- ①なきじん結ネットワーク連絡会（各構成団体の強みを活かした地域資源開発・課題解決に向けた具体的方策の検討を実施する）
- ②なきじん見守り隊（地域の事業者・団体で構成され、村内全域で見守り活動を行う。活動中に住民の異変を発見したら、村社協や関係機関に連絡する）
- ③関係機関（村役場や警察署、診療所など。お互いに情報を共有しながら地域・住民を支援する）

連絡会の発足後、平成28年に全住民対象の福祉アンケート調査を行った。その際に多くの人たちから「地域の見守り活動が必要」「気軽に集まれる場所がほしい」という声が寄せられた。こうした要望に応えるために、住民による見守り活動を進化させること、住民運営によるミニデイサービスの立ち上げ支援を進めることに力を注ぐことになった。

上野さんは説明する。「今帰仁村を大きく4地区に分け、生活支援コーディネーターを各地区に1名ずつ配置しました。生活支援コーディネーターが音頭を取って、月に1回

以上、全集落の公民館で『シマ〜のなんでも相談会』（以下、相談会）を実施しています。ここには民生委員・児童委員、区長、村社協職員も集まり、住民の身近な場所でどんな小さな困りごとでもキャッチできるような体制を構築したのです。

この相談会での話し合いによって、地域の事業者を中心に構成されていた「なきじん見守り隊」に加えて、村民の有志による集落ごとの「なきじん見守り隊」が次々と誕生していった。ユニークなのは、その構成スタイルが集落によって異なっている点である。老人会を中心としたメンバーで見守り隊が結成された集落もあれば、ウォーキング仲間たちが毎日のウォーキングの途中で気になる家を見守るというケースもある。また、沖縄独自の模合（お金を出し合う頼母子講のこと。最近では、有志による飲み会を意味することが多い）メンバーが中心となった見守り隊もあるなど、誕生のきっかけは集落によってまったく異なっている。

「見守り活動で大切なのは、住民たちに、地域の課題を自分たちのこととして考えてもらうことです。自由に話し合いを進めてもらうと、柔軟なアイデアがどんどん浮かんでいきます。活動を進める上では、共通の記録シートに具体的な活動日時、内容を記載してもらっているのですが、独自の記録シートを作り、もっと詳細な記録を取っている集落もあ



平敷区見守り隊ひまわりサークルでは、「訪ねてくれるだけでうれしい」という声が寄せられた

るほどですよ」と、上野さん。

コロナ禍で変わった活動の基本方針

順調に活動が進んでいたネットワーク事業は、コロナ禍によって、大幅な変更を余儀なくされた。

「全国どこでも同じ悩みを抱えていると思いますが、一堂に会することが難しくなり、ミニデイサービス、相談会などが、すべて開催できなくなりました。高齢者の多くは新型コロナウイルスの感染を恐れて、自宅に閉じこもってしまいました。そうすると今度は『話し相手がいない』『生き甲斐がもてない』『相談できない』『安否が不明』といった新たな問題が生じたのです。そこで連絡会で課題を共有し、『集まれないなら、こちらから出かけていこう』と、発想を180度変えました。集合型から訪問型へという、事業のあり方の大転換です。名前も『チャーピラサイ（「ごめんください」などの意味）運動』として、村内居住の80歳以上の独居高齢者宅（387名）を訪問して安否確認を行い、コロナ禍で家にもりがちの高齢者を激励しました」

訪問型に切り替えることによって、思わぬ成果もあったという。これまで集合型のイベントに集まってくれたのは、比較のお馴染みのメンバーばかりだった。しかし本当に支援を必要とする人というのは、どちらかというイベントにはあまり参加したがない。各家庭を訪問してみても初めて「こんなに多くの困っている人たちが身近に住んでいた」という気づきがあった。つまり、コロナ禍によってやむなく転換した方針が、地域の見守り活動に想定以上の効果を与えてくれたわけである。訪

問型への切り替えは、これまで居住していること自体を把握されておらず、地域のネットワークの網から漏れてしまっていた人の発見にもつながった。

ゆいまーるの精神に基づく地域づくりをめざして

ネットワーク事業開始から約6年。「住民一人ひとりの地域福祉に対する意識は、それほど大きく変わってはいない」と上野さんは謙遜する。しかし関係機関の協力関係に見える化することで、お互いの連携は明らかに強化された。また、活動内容を広報誌等で伝えることで、村社協の役割も少しずつ住民に理解され始めている。村社協では今後も、地域の課題をみんなで共有し、解決に向けてアイデアを出し合っていくという考え方を基本にして活動を進めていく予定だという。

「今帰仁村には、現在約9,300人、約4,400世帯の人たちが生活しています。小さな村ですが、それぞれが本当に異なった環境で、さまざまな課題を抱えています。自分の力だけでは前に進むことができない、どのようなサポート制度があるかわからないという人たちもたくさんいます。近くにいる人が気軽に助けてあげられるような地域づくりが今、求められているのです。高齢化が進むとともに、本土からの移住者も増え、人間関係の希薄化が懸念される今だからこそ、もう一度、ゆいまーるの伝統的な精神に基づく地域づくりを構築していきたいですね」と、上野さん。地域の強い絆が保たれば、たとえコロナ禍であっても、結（たすけあい）のネットワークは発展し続けることだろう。

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働

～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～

のみ社会福祉法人連絡会との連携・協働によるふれあい弁当

石川県・能美市社会福祉協議会

法人連絡会の設立の経緯とふれあい弁当事業

能美市社会福祉協議会(以下、市社協)は、第3次能美市地域福祉活動計画「助けたり、助けられたりの地域づくり～能美市らしい地域共生社会の構築～」を推進するなかで、石川県社協主催の地域共生フォーラムへの参加をきっかけに市内に呼びかけ、地域ニーズに応じた法人連携による取り組みを進めるため、令和2年7月9日「のみ社会福祉法人連絡会」(以下、法人連絡会)を設立するに至った。

法人連絡会の会員の8法人とは、従来より、市社協の理事や評議員として、また、地域福祉活動計画を推進する委員会委員として参画してもらうなどの協力関係があり、法人連絡会設立後は、地域福祉の推進に向けて、職員研修や福祉教育等において連携して実践し、災害時対応等の新しい取り組みについても検討を進めていくこととなった。

そのようななか、コロナ禍の影響を受け、市社協が長年続けてきたふれあい弁当事業のボランティアによる調理の継続が困難となった。ふれあい弁当事業は、見守り活動の一つとして、民生委員・児童委員や多くのボランティア・住民の協力を得て、長年、市社協が取り組んできた大切な



調理ボランティアの思いを継承したふれあい弁当

取り組みであることから、法人連絡会に協力を打診した。これを受け、配食事業を実施している5法人の担当者による専門委員会を設置し、相互協力体制について検討し、その結果、採算性や安全面での配慮等を盛り込んだ契約を市社協と各法人間で締結し、令和3年度から弁当の調理を開始することとなった。

ふれあい弁当事業の法人連絡会の参加にあたっては、ボランティア・住民が関わる「弁当配達」の形は崩さず、「調理」に新たに法人が参加する形をとった。弁当調理の交代前に、調理ボランティアと法人との引継ぎの機会をつくり、これまでの活動を振り返ってのボランティアの思いや、弁当利用者の言葉に触れ、専門委員会からは、「皆さんの思いを大切に継承していく」という発言が相次ぐなど、ともに支え合いの地域づくりを進める仲間としての実感と自覚を持つことができた。

「地域共生社会の構築」に向けたさらなる連携・協働

また、専門委員会での話し合いを重ねていくなかで、各法人の思い、考え方、強み等を互いに知り合うことができた。法人側からみると、これまで市社協は、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金等の個別支援のイメージが強かったと思われるが、ふれあい弁当など、地域ニーズに自らも応えてきた住民力や、その活動を支援する市社協のコーディネート力に触れ、法人側も地域とのつながりを強く意識するきっかけとなったと認識している。

令和3年度には、認定こども園を運営する法人が新たに参加し、法人連絡会の会員は9法人となった。現在、隔月で開催している幹事会と二つの専門委員会を軸にしながら、連携・協働の取り組みを模索中である。

設立2年目となる今年度も地域ニーズに耳を傾けながら、市内の法人が手をつなぎ、「地域共生社会の構築」に向けて、互いに知恵を出し合い工夫を重ね、「助けたり、助けられたりの地域づくり」に取り組んでいきたい。

未来の つながり 豊かな アクション

新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動が制限されるなか、つながりを途切れさせない社協の新たな取り組みや工夫を発信します。



笑顔で集まれるその日まで プランターファーム見守りプロジェクト 淡路市社会福祉協議会（兵庫県）

淡路市社協では、高齢者の孤立を防ぐため、2020年度から「プランターファーム見守りプロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトは、野菜の苗を植えたプランターを各家庭の玄関や庭先などに置き、野菜を育てながらご近所同士で声をかけ合い、つながり続けようという試みです。初年度は、当初予定を大幅に超える約800世帯の参加があり、さらに翌年度には、約1,100世帯が参加しています。

参加者からは、「家にこもりがちだったので、野菜を育てるのが毎日の楽しみになりました。近所の人から育て方を教えてくれたり、肥料や添え木を持ってきてくれたりして助けてくれました」という声や、「気になる一人暮らしの方のお宅へ、今から誘いに

行くねん」という声が聞かれるなど、これまで以上に住民同士の会話が増えたり、助け合ったりと、1本の苗を通して地域の輪が生まれています。



子育てサロンひなた ～ひなたチャンネルへようこそ～ 千葉市社会福祉協議会都賀地区部会（千葉県）

千葉市都賀地区では、月に1回「子育てサロンひなた」を開催し、コロナ前の多いときには100人を超える親子が参加していました。集合型サロンの開催が困難になった現在でもFacebookやInstagramなどを活用して毎月動画配信を行っています。

配信動画は、季節にあった遊びや歌を中心として、親子が楽しく視聴できるようにあえて短いものにしてあります。また、子育て世代の家にあるものを使って簡単にできる製作動画の配信なども取り入れています。「いつも見てるよ」と声をかけてもらったり、激励のメッセージが届くことなどがやりがいになっています。今後は、ライブ配信を通して、子育ての悩み相談も行っていきたいと考えています。

コロナ禍でも活動を継続することで、自分たちの活動を振り返り、地域のことをより知ることができ、地域には子育てに寄り添ってくれる人たちがいるというメッセージの発信を今後も「継続」し続けていきたいと思っています。



2021年10/11月号 令和3年10月28日発行
編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部
発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwwc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858
代表者／越智 和子
編集人／高橋 良太
定 価／220円(税込)
デザイン・印刷／第一資料印刷株式会社

編集後記

新居への引っ越しに向けて断捨離する日々を送っています。荷物を整理していたら、小さいときの年代物もたくさん出てきて、「こんなの流行っていたなあ」と懐かしい気持ちになりました。なかでも手紙は、当時の気持ちがよみがえります。友人からのやんちゃな手紙をみて、本人にまだ持っていると云ったら、きっと「恥ずかし

いから捨ててくれ」と言われるだろうなと思いました。同時に、自分が出した手紙も同じようにやんちゃだったはずで、同じように友人が持っていたらどうしようか、一体どんなことを手紙に書いていただろうかと不安を掻き立てられ、これ以上読んで思い出さないようにそっとしまいました。(後)





コロナ禍での社協職員の **矜持**

(第6回)

かっぺ れいこ
勝部 麗子 氏 (大阪府・豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

1987年入職以来、ボランティアセンター、小地域福祉ネットワーク活動、当事者組織など、地域組織化や地域福祉活動計画に携わる。大阪府地域福祉支援計画のコミュニティソーシャルワーカー (CSW) 設立事業の一期生。現在は、CSWとして制度の狭間の課題を解決するプロジェクトの立ち上げ等に取り組んでいる。厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」委員。

コロナ禍での「3つの死」との闘い

コロナが感染拡大するようになって間もなく1年半になります。この間、3つの死(コロナで死なない・生活苦で自殺をしない・孤独死をさせない)と闘ってきました。豊中市社会福祉協議会(以下、市社協)には、コロナの影響で減収した人の相談もあふれ、8月18日現在で緊急小口資金4,409世帯、総合支援資金3,538世帯、延長2,054世帯、再貸付2,021世帯となっています。コロナの影響で食べることが困難になった人々への常設型のフードバンクも開設し、支援を続けてきました。他の制度がなかなか始まらないなか「借りても返せない」と話す相談者に対し、「命を守るためにお金を借りてほしい」と支えてきましたが、1年半経って膨大な借金を抱える人たちを目にして、コロナ貧困の対象者をどう支えるのか、国やメディアにも発信をし続けてきました。

そのようななか、地域のボランティアから、「公園でホームレスが増えている」という連絡が市社協のCSWに入りました。そこで21人の家を失った人と出会い、支えることができましたが、このことは、生活が厳しい人々を地域ぐるみで支えていることが実感できた機会となりました。

このように、コロナで亡くならない、コロナの影響で減収した人を自殺させないと取り組んでいた時、校区社協の会長から「阪神・淡路大震災から25年、ずっと見守りや孤独死対策を行ってきて、こんなに何か月も活動を止めていいんやろうか」と言われ、はっとしました。地域で活動を止めてしまうと、高齢者

が虚弱化し、孤独死が増えてしまいます。そこで、「新しい生活様式下での地域活動再開に向けてのガイドライン」を専門家とともに作成し、安心して活動ができる取り組みを提案することにしました。また、電話や往復はがきを使った見守りや、テイクアウトで行う会食会、人数を半減し、二部制にした体操教室などを実施し、校区福祉委員会にはタブレットを配布して、オンラインでいち早く会議ができるようにもしました。敬老の集いは、「離れていてもつながろう」をスローガンに、ケーブルテレビやYouTubeチャンネルを利用してできることを進めていこうにしました。また、豊中市社会福祉施設連絡会とは共同でエッセンシャルワーカー向けの共同ワクチン接種会を行うことができました。

本当につながるためには何をしたらいいのかを考えるたびに、地域のたくましさにも力をもらってきたように思います。



「一人もとりこぼさない」をモットーに行うホームレス支援のアウトリーチ

全国の社協職員へのメッセージ

制約のあるなかですが、地域のさまざまなネットワークを生かし、今こそ創意工夫が問われます。ソーシャルディスタンスは私たちのつながりの真価が試される時です。特例貸付で出会った世帯は、地域

支援の資源としてさまざまな協力者にもなり得ます。「ピンチ」を「チャンス」に、新しい出会いを力にして、本当に支援の必要な人を見すえた誰一人取り残さない支援をがんばっていきたいと感じています。

